

日野市国民健康保険運営協議会
会 長 森 沢 美和子 様

日野市長 大 坪 冬 彦

国民健康保険税率等の改定について(諮問)

国民健康保険事業の運営につきましては、かねてより貴協議会のご指導、ご協力をいただいておりますことに、深く感謝申し上げます。

さて、国民皆保険制度の基盤として、市民の医療受診機会の確保等、地域保険としての役割を担っている国民健康保険ですが、平成 30 年度に大規模な国民健康保険制度改革が実施されました。

この制度改革により、国の財政支援策の拡充が図られたことと併せて、国民健康保険特別会計での法定外繰入分を一般会計からの繰入金で運営している保険者には、赤字を解消していくことが求められるようになったため、日野市も国保財政健全化計画書(赤字削減・解消計画)を策定し、東京都へ提出しております。

この度、本計画に基づいた令和7年度の国民健康保険税率等の改定は必要であると判断したため、日野市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定により、貴協議会の意見を求めます。

また、国民健康保険税を納付しやすい環境の整備を図るため、普通徴収における納期限ごとの分割金額における端数金額の取扱いについて見直しを行うことについても、併せて貴協議会の意見を求めます。

よろしくご審議の上、ご答申くださいますようお願い申し上げます。

1. 国民健康保険税率等の改定の理由について

- 平成30年度に国民健康保険が都道府県単位に広域化された後、一般会計からの繰入金(赤字)解消を目指し、自治体ごとで作成する「国保財政健全化計画」に基づき計画的に税率改定を実施してきた。当初は、令和9年度に赤字を解消できる計画となっていたが、医療費の増加等に伴い最新の変更計画では令和19年度に赤字が解消する計画となっている。
- 厚生労働省は、令和5年10月に「保険料水準統一加速化プラン」を策定し、都道府県内の保険料統一を呼びかけてきたが、今般示された第2版で保険料水準完全統一の目標年限を遅くとも**令和17年度**とすることが明記された。
- 日野市の保険税率は東京都内でも低めであるため、今後、東京都内の保険税水準の統一となった場合は市民に大きな負担を強いてしまうことになる。今から計画的な値上げを着実に行之、都内平均に近づけていく必要がある。

裏面あり

■ 現在、日野市においては、標準税率と現行税率に大きな差があるため、改定税率をこれまで以上に引き上げることも検討したが、物価高騰などの影響で家計が厳しい状況において、これまで以上の引き上げは難しいと判断をし、財政健全化計画どおり税率改定を行う必要があると判断した。

【参考】

区 分	基礎課税額(医療分)		後期高齢者支援金分		介護納付金分		合 計	
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
標準保険税率 (介護なし)	8.24%	49,690円	2.93%	17,228円	2.40%	17,401円	13.57% 11.17%	84,319円 66,918円
現行保険税率 (介護なし)	5.60%	32,400円	1.90%	11,400円	1.90%	14,100円	9.40% 7.50%	57,900円 43,800円
差 (介護なし)	△ 2.64%	△ 17,290円	△ 1.03%	△ 5,828円	△ 0.50%	△ 3,301円	△ 4.17% △ 3.67%	△ 26,419円 △ 23,118円

2. 国民健康保険税率等の改定内容について

区 分	基礎課税額(医療分)		後期高齢者支援金分		介護納付金分		合 計	
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
現行税率 (介護なし)	5.60%	32,400円	1.90%	11,400円	1.90%	14,100円	9.40% 7.50%	57,900円 43,800円
改定案 (介護なし)	5.80%	34,500円	2.10%	12,300円	2.10%	14,700円	10.0% 7.90%	61,500円 46,800円
差 (介護なし)	0.20%	2,100円	0.20%	900円	0.20%	600円	0.60% 0.40%	3,600円 3,000円

3. 国民健康保険税普通徴収における納期ごとの端数金額の取扱いについて

日野市国民健康保険条例において、国民健康保険税の普通徴収における納期は1期から9期とされており、世帯ごとに算定された年税額を9回に分割して納付することとなる。納期限ごとの分割金額における端数調整は、地方税法第20条の4の2に基づき、千円未満の端数がある場合は最初の納期限に合算している。

しかし、端数調整が千円単位であることにより、金額によっては第1期に大きく偏る傾向がみられる。このため、端数調整の単位を百円とすることで期別金額を平準化し、納付しやすい環境の整備を図りたいと考えている。

4. 国民健康保険税率等の改定の施行期日について

令和7年4月1日